

監査委員告示第3号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、次のように公表します。

令和8年3月12日

和光市監査委員 光 實 圭 一

和光市監査委員 内 山 恵 子

記

第1 請求人

(略)

第2 請求年月日

令和8年2月27日受付

第3 請求の要旨（原文のとおり）

1. 和光市の介護保険の決算書で平成16年度2月分の支出を平成17年度に先送りしたまま、20年間修正しなかったため介護保険が資金不足に陥っていることが発覚した。決算書の改ざんは公文書偽造罪に当たるものだが20年前の事件ということで時効が成立しているものと思われる。但し、市の直近の聴取で、長寿あんしん課の課長は「改ざんを把握していたが、影響が大きすぎて手をつけなかった。」と供述している。この供述は時効成立前の公文書偽造罪に該当する疑いがあるように思われる。市としては古い事件だから事件の真相はわからないなどと言い訳せず、このような供述を手がかりに詳細を調査し直し、事件の真相を市民に明らかにすべき。
2. 市は昨年5月の市民説明会で、決算書改ざんによる介護保険の資金不足解消のため市民の介護保険料を引き上げるとしたが、これは市民への責任転嫁であり、社会常識を逸脱した言動であると言わざるを得ない。職員の公文書偽造罪という犯罪行為が介護保険の資金不足の原因であることから介護保険の関係幹部職員や関係幹部職員OBが連帯して資金不足の賠償責任をとり和光市不正会計の汚名返上と市民の信頼回復を図っていただくことを要望します。

第4 監査委員の判断

1 主文

本件請求は、これを却下する。

2 理由

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補てんの措置等を請求できるものである。

本件請求は、介護保険の資金不足が生じ、その解消のため介護保険料を引き上げることは、長寿あんしん課課長の、決算書の改ざんという公文書偽造罪が原因であるとして、和光市（以下「市」という。）に対して、詳細な調査と、関係幹部職員等による賠償責任を求めるものであると解される。

しかし、本件請求にある職員の行為は上記①から⑥までのいずれにも該当しないため、市の財務会計上の行為を対象とした請求であるとはいえない。

このことから、本件請求は、住民監査請求の要件を満たしているとはいえない。

3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第 242 条の要件を満たしておらず、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。